

●香川県告示第117号

平成22年香川県告示第145号（県税に係る徴収金の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成31年4月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
委託した相手方	委託内容	委託期間	委託した相手方	委託内容	委託期間
略			略		
株式会社エヌ・ティ ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3 丁目3番3号	県税収納事務	<u>平成31年4月1日から</u> <u>平成31年9月30日まで</u>	株式会社エヌ・ティ ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3 丁目3番3号	県税収納事務	<u>平成30年4月1日から</u> <u>平成31年3月31日まで</u>
略			略		
株式会社ファミリー マート <u>東京都港区芝浦3丁</u> <u>目1番21号</u>	略		株式会社ファミリー マート <u>東京都豊島区東池袋</u> <u>3丁目1番1号</u>	略	
略			略		